

様式第6号（第17条）

会議録

会議の名称		2022年 第5回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和4年5月25日(水)		開会	午前10時00分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議長氏名		会長 斎藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：19人)			
		1 鈴木 宏	11	上原 美子	
		2 小川 利雄	12	水口 健二	
		3 市川 大倫	13	山崎 勇喜	
		4 新井 久義	14	大塚 房男	
		5 萩原 勝	15	飯島 優子	
		6 池上 宏	16	高橋 公彦	
		7 川鍋 浩之	17	伊藤 弘子	
		8 岡本 勉	18	栗原 健次	
		9 横井 貞夫			
		10 福山 裕司			
出席者	事務局	(欠席人数：なし)			
		(出席人数：5人)			
		農業委員会事務局長 寺林 敬峰		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
		農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主任 森田 喜夫	
		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会)：公開 日程2 農地法第4条(知事)：公開 日程3 農地法第5条(知事)：公開 日程4 租税特別措置法適格者証明：公開 日程5 令和5年度農林関係税制改正に関する要望について：公開 日程6 農地法第3条の3(相続等による権利移動)：公開			

	<p>日程7 農地法第4条（届出）：公開 日程8 農地法第5条（届出）：公開 日程9 違反転用事案報告：公開</p> <p><追加議案></p> <p>日程10 令和5年度県農地利用最適化施策に対する意見の提出について：公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>鈴木 宏</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>伊藤 弘子</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>栗原 健次</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1	鈴木 宏	17	伊藤 弘子	18	栗原 健次
議席番号	委員氏名								
1	鈴木 宏								
17	伊藤 弘子								
18	栗原 健次								

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>ただ今から2022年第5回総会を開会いたします。</p> <p>今回は在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>去る5月20日金曜日に庄和総合支所にて運営委員会を開催いたしました。議題は</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度農林関係税制改正に関する要望について（回答） (2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）（利用権） (3) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改定について (4) 『最適化活動の目標』および『点検・評価』の提出について (5) 「令和5年度県農地利用最適化施策に対する意見」の提出の実施と意見集約への協力について（回答） <p>以上、5項目について協議したことを報告いたします。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）、1議案1件</p> <p>日程2、議案第2号、農地法第4条（知事）、1議案1件</p> <p>日程3、議案第3号、農地法第5条（知事）、1議案7件</p> <p>日程4、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、1議案1件</p> <p>日程5、議案第4号、令和5年度県農地利用最適化施策に対する意見の提出について、1議案1件</p> <p>となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号17番伊藤弘子委員、18番栗原健次委員、1番鈴木宏委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p>
議長	<p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>それでは、議事にはいります。</p>

議長	日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号15番について、会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条（委員会）について、許可申請が1件ありましたので審議を求めます。議案書1頁をご覧ください。</p> <p>申請番号15番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	異議なしと認め、申請番号15番について、議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。
委員	担当推進委員に代わりまして、申請番号7番について報告いたします。令和4年5月10日に、小川職務代理、石川推進委員、小川推進委員と私で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番鈴木宏委員より申請番号15番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号15番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当と

	することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は举手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号15番について事前審査の報告のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条（委員会）について申請番号15番を許可と決しました。
議長	次に、日程2、議案第2号、農地法第4条（知事）を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により申請番号2番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第2号、農地法第4条（知事）について、許可申請が1件ありましたので、審議を求めます。議案書2頁をご覧ください。申請理由は宅地の追認です。昭和45年以前から利用している住宅敷地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。申請農地は住宅敷地として活用していた、とのことですですが、昭和45年10月21日国土地理院撮影の航空写真では、住宅敷地としての確認ができませんでした。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。資金計画については、工事不要のためありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。
議長	次に、申請番号2番について、議席番号15番飯島優子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。
委員	担当推進委員に代わりまして、申請番号2番について報告します。令和4年5月13日に、齋藤会長、高橋農業委員、濱野推進委員、遠藤推進委員と私で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施しました。先ず申請人保有農地ですが、全て農作物が作付けされており、問題はありませんでした。次に申請地2筆のうち、36番2についてですが、みかんの木、お茶などが

	栽培されておりました。もうひと筆の31番2については、今まで駐車場や出入口として使用され、門柱の設置、コンクリートやアスファルトが敷かれていましたが、昭和45年以前から利用されていることが確認できないことから、障害物を撤去し、農地として復する必要があると申し添え、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番鈴木宏委員より申請番号2番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号2番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有農地及び申請農地2筆のうち1筆については農地として利用され、申請農地のもう1筆については、追認の要件を満たす状況にないため、農地に復する必要がある、との報告でした。事務局からの説明にもありましたとおり、添付された書類では、申請地が昭和45年以前より住宅敷地として活用されていたという確認がとれません。事前審査の現地調査においても、昭和45年以前より住宅敷地として活用されていた、という確認がとれませんでした。以上のことから当該申請については、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号2番を事前審査の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号、農地法第4条(知事)申請番号2番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に日程3、議案第3号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により申請番号28番から34番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地法第5条(知事)について、許可申請が7件ありましたので、審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。

申請番号28番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で該当する地区長の排水放流同意書が添付されています。資金計画については、金融機関の事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号29番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は、土地並びに店舗・事務所等の賃貸借並びに管理に関する事業を営んでいます。転用計画は障害者福祉事業所の建設です。施設を建設し、越谷市で障害者就労継続支援B型事業所を設置している法人に賃借する予定、とのことです。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、北側の排水路に放流する計画で、該当する土地改良区発行の同意書が添付されています。資金については、法人代表者個人が金融機関の融資を受け、その資金を、代表者個人が法人へ融資する、という形で、金融機関及び法人代表者個人の融資証明書が添付されています。申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

次に、議案書4頁、申請番号30番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は測量及び土木建築工事業を営んでおり、転用計画は土地区画整理事業計画を作成するための土質調査です。都市計画決定・組合設立認可時点での精度の高い計画を策定しておく必要があるため、9月に予定している都市計画決定以前にボーリングマシンを使用する土質調査を行う必要がある、とのことです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。資金計画については、自己資金のことですが、添付のあった金融機関の残高証明書は記載されている所在地が申請法人のものと異なっているため、同一法人のものか確認ができず、申請書類が整っておりません。残高証明書については代理人に再提出を指導中ですが、本日現在、提出はありません。農地区分は農振農用地で

す。

次に申請番号31番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農地改良工事で、以前から田んぼとして耕作していたところ、地盤が軟弱で作業効率が悪いことから、農地改良工事をして作業効率を良くするため、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設根伐発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うことです。工事完了後は速やかに農地へ復旧する、とのことです。改良後は引き続き稻作を行う計画です。申請貸人2名の居住地及び保有農地ですが、1名は茨城県境町、もう1名は越谷市です。各市町の農業委員会に事務局が確認したところ、2名ともそれぞれの市町で保有農地の耕作を行っている、とのことでした。案内図は11頁、詳細図は12頁、13頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整っており、農地区分は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書5頁、申請番号32番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の地区外証明書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の融資仮承認結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号33番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の地区外証明書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の融

	<p>資本承認結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>次に、申請番号34番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号28番について、議席番号12番水口健二委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号28番について報告いたします。令和5年5月11日に、池上農業委員、石井推進委員、横川推進委員と私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号31番について、議席番号11番上原美子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号31番について報告いたします。令和4年5月10日に市川農業委員、大塚推進委員、遠藤推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号34番について、議席番号18番栗原健次委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>

委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号34番について報告いたします。令和4年5月11日に、萩原農業委員、岡田推進委員、中田推進委員と事務局職員1名と私の5名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番鈴木宏委員より申請番号28番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号28番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>次に、議席番号4番新井久義委員より申請番号29番から31番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号4番新井久義でございます。申請番号29番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、との報告がありました。次に、事前審査の現地調査においても問題は無かったものの、事務局の説明にもありましたとおり、資金については、法人代表者個人が金融機関の融資を受け、その資金を代表者個人が法人へ融資する、という計画になっておりますが、この資金計画で適正に融資元の金融機関の融資が受けられ、転用が遂行できるかどうか疑義が生じております。以上のことから、埼玉県の審査に当たっては、資金計画の精査を十分に行い、その根拠を明らかにすることを条件とし、事前審査委員5人の合議によりこの条件を付して許可相当とすることと決しました。</p>
	<p>次に、申請番号30番について、事前審査の報告をします。申請農地の現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できましたが、事務局の説明にもありましたとおり、金融機関の残高証明書の法人所在地が申請法人のものと異なっており、同一法人のものかどうか確認が取れません。以上のこと</p>

	<p>から、埼玉県の審査に当たっては、資金計画の精査を十分に行い、その根拠を明らかにすることを条件とし、事前審査委員5人の合議によりこの条件を付して許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号31番について、事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、との報告がありました。事前審査の現地調査においても問題は無く、申請貸人2名がそれぞれ他市町に所有する農地も問題無く耕作されていることが確認できた、と事務局から報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>次に、議席番号17番伊藤弘子委員より申請番号32番から34番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号32番及び33番については隣接する申請地のため、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。</p>
	<p>申請番号34番について事前審査の報告をします。申請農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は举手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号29番、30番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号29番、30番と、申請番号28番、31番から34番を別々に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号29番、30番を許可相当とし、ただし事前審査の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条（知事）、申請番号29番、30番を事前審査の報告のとおり許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号28番、31番から34番を事前審査の報告のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条（知事）、申請番号28番、31番から34番を事前審査の報告のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。申請番号31番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程4、議案第4号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号9番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、租税特別措置法適格者証明について、申請が1件ありましたので、審議を求めます。議案書6頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>申請番号9番、詳細は議案書のとおり。案内図は21頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は180日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号9番について事務局より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>

事務局	担当推進委員に代わりまして、申請番号9番について報告いたします。朝倉推進委員より、鈴木農業委員、根本推進委員の3名で、令和4年5月13日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できた、との報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。
議長	次に、議席番号17番伊藤弘子委員より申請番号9番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号9番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号9番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号9番について証明書を発行することと決しました。
議長	次に日程5、議案第5号、令和5年度農林関係税制改正に関する要望について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第5号、令和5年度農林関係税制改正に関する要望について、議案書7頁をご覧ください。埼玉県農業会議から意見を求められたので、審議を求めるものです。4月25日に農業委員に配布し、5月12日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書8頁、案のとおり報告してよいか、ご審議お願いいいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、令和5年度農林関係税制改正に関する要望について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号、令和5年度農林関係税制改正に関する要望について、原案のとおり決定いたします。
議長	<p>次に、</p> <p>日程6 報告第1号、農地法第3条の3（相続等による権利移動） 日程7 報告第2号、農地法第4条（届出） 日程8 報告第3号、農地法第5条（届出） 日程9 報告第4号、違反転用事案報告</p> <p>につきましては、議案書の10頁から20頁にお示しのとおりです。</p>
議長	<p>この際、暫時休憩いたします。運営委員長の申し出により、ただちに運営委員会を開催いたします。運営委員は第2委員会室へお集まりください。</p> <p>(休憩・・・運営委員会開催) (運営委員会終了後、全員協議会室にもどり総会再開)</p>
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。運営委員会について小川委員長より報告がございます。
委員長	<p>総会休憩中に開催した運営委員会で、</p> <p>(1) 令和5年度県農地利用最適化施策に対する意見の提出について この項目を議案第6号とし、追加議案として農業委員会総会にはかることと決定いたしました。</p>
議長	ただ今、運営委員長から追加議案の審議について報告がありました。おはかりいたします。運営委員長の報告のとおり本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって本日の日程に追加し、直ちに議題とすること

	に決しました。事務局より追加議案目録の配布をお願いします。
	(追加議案目録の配布)
議長	<p>ただ今配布した追加議案目録及び次ページの議事日程のとおり、 日程 10 議案第 6 号「令和 5 年度県農地利用最適化施策に対する意見の 提出について」</p> <p>1 議案 1 件</p> <p>以上 1 議案を日程に追加し、審議を再開します。</p>
議長	<p>日程 10 、議案第 6 号、令和 5 年度県農地利用最適化施策に対する意見の 提出について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求 めます。</p>
事務局	<p>議案第 6 号、令和 5 年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出につ いて、追加議案目録 21 頁をご覧ください。埼玉県農業会議から、令和 5 年 度県農地利用の最適化施策に関する意見を求められたので、審議を求めるも のです。4月 19 日に農地利用最適化推進委員に、4月 25 日に農業委員に それぞれ配布し、意見の聴取を依頼したところ、2名の委員から計 8 本の意 見が寄せられました。5月 20 日に開催した運営委員会にて意見の内容の精 査を行い、議案書 22 頁のとおり（1）農地の有効利用の推進のための支援、 についての意見を取り上げることとなりました。このとおり埼玉県農業会議 にて提出してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 6 号令和 5 年度県農地利用最適化施策に対する意見の提出について原案のとおり意 見を提出することに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第 6 号令和 5 年度県農地利用最適化施策に対 する意見の提出について原案のとおり意見を提出することに決定いたしま す。</p>
議長	以上で議案は終了しました。

議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、2022年第5回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時09分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 番 _____

農業委員 番 _____

農業委員 番 _____